

# くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2020  
7月号

No.165

## 利益誘引型のサイト「話を聞くだけで100万円」などの誘いに注意！

「相談にのるだけで報酬がもらえる」「当選金を受け取ることができる」などとうたって誘導し、登録後にサービスの利用料金や手続き費用等として高額なお金を請求するサイト（以下，“利益誘引型のサイト”）に関する相談が多く寄せられています。

消費者はメッセージのやりとりをして悩みを聞くだけの副業や、当選金等の受け取りに申し込むためサイトに登録します。しかしサイトの利用を開始すると、メッセージの送受信等のサービス利用料金や、お金を受け取るために必要な手続き費用等、様々な名目でサイトから次々とお金を請求されます。サイトに指示された通りにお金を支払って手続きをしても、一向に報酬や当選金等を受け取ることはできずトラブルになっています。



消費者庁イラスト集より

サイト登録時は無料であっても、やりとりを続けるうちに相手に言葉巧みに促されて支払いを続けてしまいます。このような利益誘引型のサイトには安易に登録しないようにしましょう。

また，“利益誘引型のサイト”では相談にのっている相手のほか、サイト運営事業者の担当者等複数の人物が登場することがありますが、実際には登場人物が“サクラ”である場合があります。相手の言葉を鵜呑みにせず、冷静に判断するようにしましょう。

“利益誘引型のサイト”を利用して少しでも不審に思ったりトラブルに遭ったと感じたら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。番号が分からなければ188番に電話していただくと最寄りの消費生活センターにつながります。【国民生活センターより】

困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や  
 188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初的一步をお手伝いします。

くらサポ川柳



徳島市  
大杉さん  
コロナさん  
後を見つつ  
舌を出す

松茂町  
つくもはじめさん  
コロナ禍の  
災難避ける  
防疫力

## ご用心！災害に便乗した悪質商法

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

事例)

台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を依頼したがやめたい。

助言)

・自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金が実際にいくら支払われるのか、またそもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。

・住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の保証対象とはなりません。

・「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担無く必要な修理ができるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人、消費生活センターにも相談してください。



消費者庁イラスト集より

## 格安スマホ 今までの携帯電話会社との違いを確認

事例)

格安スマホに興味を持ち、契約内容について問い合わせたうえで申し込んだ。「通信状態は変わらず今より利用料金が安くなる。通話は1回10分以内であれば無料」との説明だったので、今までと同じ通話方法で使っていた。しかし、契約後、2ヶ月間で2万7千円もの高額な通話料を請求された。契約書には「10分以内の通話を無料にするには特定のアプリを使用しなければいけない」と書かれていた。

助言)

・格安スマホは今までの携帯電話会社と同じサービスが利用できるとは限りません。サポート内容や問合せ方法など契約内容をよく確認し、今までの携帯電話会社との違いを理解した上で契約しましょう。

・無料通話は独自のアプリを使うなど、格安スマホ会社により指定のサービス提供方法があり、注意が必要です。よく確認しておきましょう。



消費者庁イラスト集より

## ジャンプ式折りたたみ傘の事故に注意！



ジャンプ式折りたたみ傘は、内部に強力なバネが入っているため、手元（傘を差す際に手で握る部分）を収納する際に大きな力が必要です。途中で手を放してしまい、飛び出した手元が当たり、重篤なけがをする事故が起きています。

取扱説明書や注意表示をよく読み、収納する際は、横方向に傘を持ち、手元をカチッと音がするまで押し縮め、顔や体に当たらないように十分に気を付けましょう。

飛び出し防止機能が備わった商品もあります。購入の際には、そのような商品を選びましょう。

【国民生活センターより】

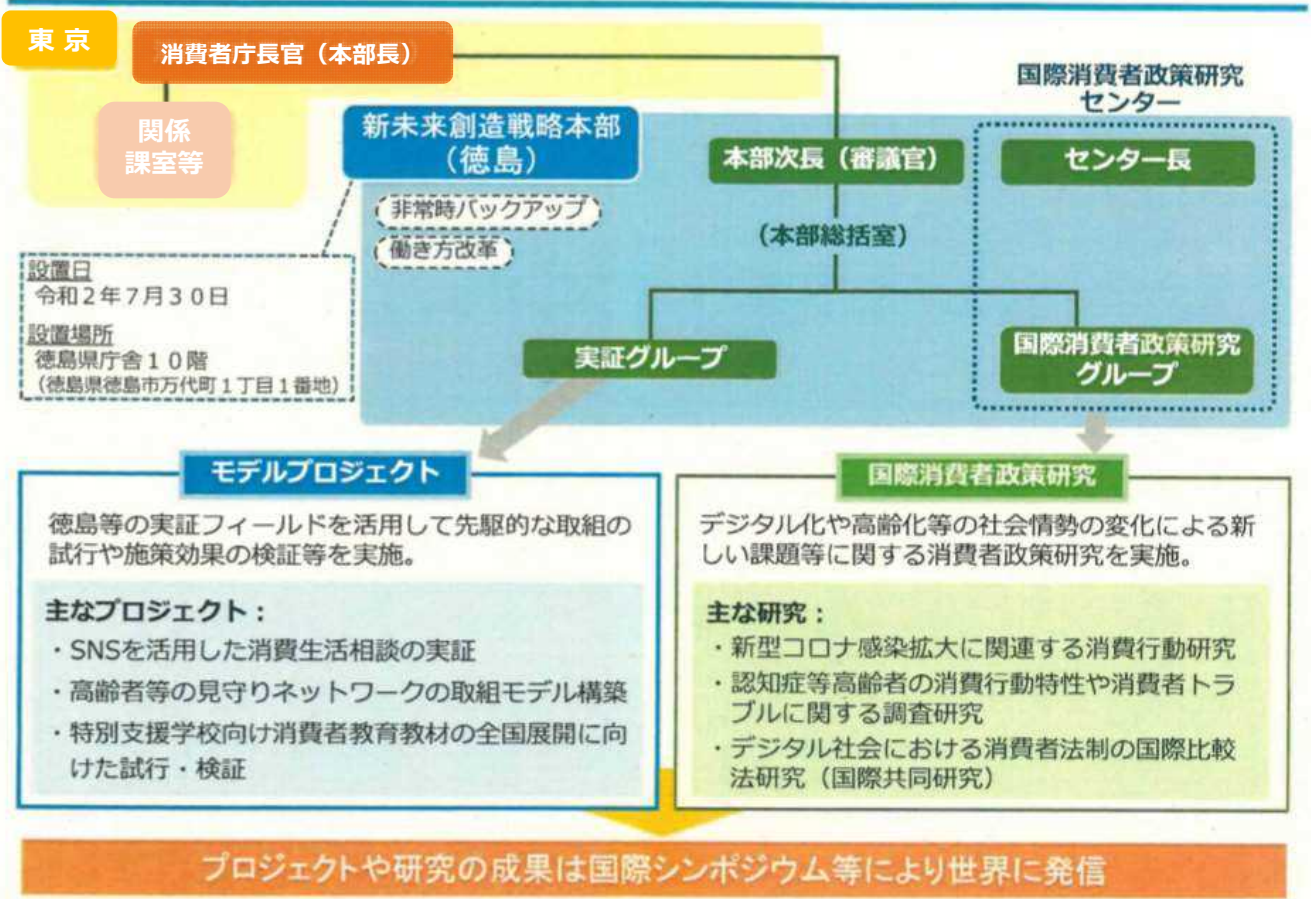
【お知らせ】

令和2年7月30日

徳島に「消費者庁新未来創造戦略本部」が開設しました！

恒常的拠点

消費者庁 新未来創造戦略本部の組織と取組



【消費者庁資料より抜粋】



戦略本部が未来に向けた消費者行政の「発展・創造」の場となるよう、本県を実証フィールドとした新たなモデルプロジェクトの推進と、成果の全国展開等を支援していきます！

写真) 開設セレモニー



## くらしのコラム

ついたちは月立ちから  
～消えていく大和言葉～

ひー，ふー，みー，・・・とか，ひとつ，ふたつ，みっつ，・・・の大和言葉が縁遠くなり，知らない若者も多い。このことは，2日をふつか，3日をみっか，・・・と呼ぶ（読む）ことも馴染みが薄くなった。

不思議なのは，1日は，ついたち，と読み（呼ぶ），朔日と書くこともしばしばである。辞書によれば「陰暦の各月のこの日には，欠けていた月が姿を現しはじめるので，月立ち，と呼んだ」とある。

そういえば，数年前から放送では，2人を「ににん」と読み「ふたり」と読むことが少なくなった。お大師さんとは昔から「同行二人（ににん）」であったが，会話は「ふたり」が多かったように思う。

昔から，2人をふたりと読むときはフリガナを付けるとなっていた。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿，地域のイベント宣伝や 活動報告など，掲載したいことがありましたら，お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

